東京都立小平南高等学校 保護者の皆さまへ

総合補償制度のご案内

- 学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償）
  （フランチャイズなし）特約セット傷害保険
- PTA 団体傷害保険特約（B）セット傷害保険
- PTA 賠償責任保険（PTA 特別約款セット賠償責任保険（普通保険約款））

◆本制度により、生徒の授業中、クラブ活動中、通学中のケガを補償します。

◆PTA が主催・共催する行事に参加中（参加するための往復途上を含みます）に PTA 会員である生徒・保護者等※が被ったケガを補償します。（ただし、生徒については「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の給付対象となるケガは補償の対象外となります。）

◆生徒が誤って他人を傷つけたり、他人の物を壊したりした場合など、日本スポーツ振興センターでは給付の対象とならない損害賠償事故も 24 時間補償します。また、PTA 活動中の第三者損害賠償や PTA が借用した物を壊した場合の法律上の損害賠償責任も補償されます。

※PTA の父母会員・教師会員、PTA 会員の同居の親族、PTA 行事への参加が事前に PTA により認められている者を含みます

この総合補償制度は生徒・保護者のさまざまな事故を幅広く補償する制度です。

		補償の内容		補償の範囲	お支払いする保険金の額		保険金をお支払いできない主な場合
学校契約団体傷害保険・ＰＴＡ団体傷害保険	生徒	授業中、クラブ活動中のケガだけでなく、登下校中や修学旅行、内外における部活動（但し校長の承認のあるもの）、ＰＴＡ行事に参加している間に被ったケガに対して保険金を支払います。		学校教育活動中 ＋ PTA 行事参加中			・脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ・妊娠、出産、早産または流産によるケガ ・自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転中のケガ ・乗用具を用いて競技等をしている間のケガ ・ピッケルなど登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ ・地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ（天災危険補償特約をセットする場合は、保険金をお支払いします） ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注） ・入浴中の溺水（引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合は、保険金をお支払いします） ・原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)によって発生した肺炎 など （注）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
		死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合		死亡保険金額	１３５．９万円	
		後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合		後遺障害保険金額	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～100% 保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
		入院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に入院した場合（１８０日限度）		入院保険金日額	１，５００円	
		手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けた場合		手術保険金	①入院中に受けた手術：入院保険日額の 10 倍 ②入院中以外の手術：入院保険日額の 5 倍	
		通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診・オンライン診療を含みます）した場合（９０日限度）		通院保険金日額	１，０００円	
	保護者等	ＰＴＡ行事に参加している間に被ったケガに対して保険金を支払います。行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。		PTA 行事参加中			
		死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合		死亡保険金額	１３５．９万円	
		後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合		後遺障害保険金額	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～100% 保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
		入院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に入院した場合（１８０日限度）		入院保険金日額	１，５００円	
		手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けた場合		手術保険金	①入院中に受けた手術：入院保険日額の 10 倍 ②入院中以外の手術入院保険日額の 5 倍	
		通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診、オンライン診療を含みます）した場合（９０日限度）		通院保険金日額	１，０００円	

<table>
<tr>
<td rowspan="4">PTA賠償責任保険</td>
<td rowspan="3">【管理者賠償責任補償条項】
保険期間中に発生した、被保険者（補償の対象となる方）であるＰＴＡの管理下における次のいずれかに該当する事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
１　ＰＴＡが企画または立案し主催する学習活動および実践活動（ＰＴＡ活動）の遂行に起因する他人の身体の障害または財物（下記２の財物を除きます）の損壊（滅失、損傷もしくは汚損をいいます）
２　ＰＴＡ活動にあたって第三者からスポーツ用具等を借り受け、ＰＴＡの管理下で使用、管理している間に、ＰＴＡの構成員であるＰＴＡ会員また児童もしくは生徒がスポーツ用具等の借用物（保管物）を損壊し、または紛失もしくは盗取されたこと</td>
<td rowspan="3">PTA 活動の遂行に伴う法律上の損害賠償責任</td>
<td>対人</td>
<td>1 名　5,000 万円
1 事故 5 億円
（免責金額 1,000 円）</td>
<td rowspan="4">【共通】 ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ②被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ③被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（被保険者が使用または管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物の損壊、紛失、盗取を除きます。）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任 ⑤地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ⑥液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます）　など
【管理者賠償責任補償条項】①被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する損害賠償責任　②自動車または車両（原動力が専ら人力であるものを除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任　③被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任　④被保険者が借用した保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から 30 日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する損害賠償責任　⑤ＰＴＡ活動の終了後にＰＴＡ活動以外の活動に起因する損害賠償責任　など
【児童・生徒賠償責任補償条項】①被保険者と生計を共にする別居の親族に対する損害賠償責任　②被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任　③　自動車、航空機、船舶もしくは車両（原動力が専ら人力であるものを除きます）または銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任　など</td>
</tr>
<tr>
<td>対物</td>
<td>1 事故 5,000 万円
（免責金額 1,000 円）</td>
</tr>
<tr>
<td>保管物</td>
<td>会員（加害者）1 名につき 10 万円
1 事故・期間中
500 万円
（免責金額 5,000 円）
※詳細については「ＰＴＡ賠償責任保険のご案内をご参照ください。</td>
</tr>
<tr>
<td>【児童・生徒賠償責任補償条項】
PTA の管理下、管理下外を問わず、PTA の児童または生徒の行為に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。</td>
<td>日常生活全般
（24 時間補償）</td>
<td>対人・対物共通</td>
<td>1 事故　1 億円
（免責金額 5,000 円）</td>
</tr>
</table>

重要事項のご説明　**契約概要のご説明［傷害保険（レクリエーション・施設入場者等　団体契約用）］**　2025年10月

■ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

１．商品の仕組み

傷害保険は、保険期間中に被保険者が特定の活動中または管理下中（注）において、さまざまな急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（「ケガ」といいます）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。
（注）特定の活動中または管理下中とは、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

２．基本となる補償　等

（１）基本となる補償

基本となる補償は、次のとおり構成されています。
また、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。選択された商品やセットされる特約により内容が異なることがありますのでご注意ください。詳細は、パンフレット等の該当箇所または普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転中のケガ ●乗用具を用いて競技等をしている間のケガ ●ピッケルなど登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ（天災危険補償特約をセットする場合は、保険金をお支払いします） ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注） ●入浴中の溺水（引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合は、保険金をお支払いします） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）によって発生した肺炎　など （注）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の４％～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	事故によるケガのため入院した場合に、入院の日数に対して、１日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、入院の日数は180日を限度とします。	
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術を受けた場合に、次の額をお支払いします。ただし、１事故につき、１回の手術に限ります（下記①、②両方の手術を受けた場合は、①の手術を１回受けたものとします）。 ①入院中に受けた手術 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術 入院保険金日額×５	
通院保険金	事故によるケガのため、約款所定の通院をした場合に、通院の日数に対して、１日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、通院の日数は90日を限度とします。	

※既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

（２）保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、パンフレット等をご確認ください。
・各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は被保険者の年令・収入・高額療養費制度等の公的保険制度などを踏まえて設定してください。お引受けできない保険金額・加入条件等もありますのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。
・通院保険金日額は、入院保険金日額を超えて設定することはできません。

（３）主な特約の概要

セットできる主な特約は次のとおりです。また、ご選択いただいた商品によりセットできない場合がありますのでご注意ください。

天災危険補償特約	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金について地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による事故の場合も、保険金をお支払いする特約です。

※特約の詳細および記載のない特約については、パンフレット等の該当箇所または普通保険約款・特約をご確認ください。

（４）保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

３．保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまの保険料については、パンフレット等をご確認ください。

４．保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

５．満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

６．解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
※ＰＴＡ団体傷害保険契約、シルバー人材センター団体傷害保険契約の場合、保険料は返還できません。

重要事項のご説明　**注意喚起情報のご説明 [傷害保険(レクリエーション・施設入場者等　団体契約用)]**　2025年10月

■ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

１．告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

（１）申込人または被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
（２）告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、明細書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。明細書の記載内容を必ずご確認ください。

告知事項（明細書の※印の項目）	同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等（注）の有無

（注）団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

２．クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

３．死亡保険金受取人

（１）被保険者氏名を明細書に記載せず加入するご契約の場合、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定めることはできません。
（２）死亡保険金受取人を定めなかった場合、死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
（３）被保険者氏名を明細書に記載して加入するご契約において死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者の同意を得てください。なお、同意のないまま契約された場合、保険契約は無効となります。

４．通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

加入条件を変更する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

５．補償の開始・終了時期

①補償の開始
始期日の午後4時（保険申込書またはセットされる特約に異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まります。
②補償の終了
満期日の午後4時（保険申込書またはセットされる特約に異なる時刻が記載されているときはその時刻）に終わります。
※上記によらず、以下のご契約の場合の補償は、始期日の午前０時に始まり、満期日の午後12時に終わります。
●行事（レクリエーション）参加者の傷害危険補償契約
●施設入場者の傷害危険補償契約
●非営利活動（ＮＰＯ）団体傷害保険契約
●包括契約特約をセットした契約

６．保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**２．基本となる補償　等**（１）基本となる補償をご確認ください。

７．保険料の払込猶予期間等の取扱い

学校契約団体傷害保険契約を分割払でご加入の場合、引受保険会社が死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、引受保険会社は未払込分の保険料を請求することがあります。

８．解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
※ＰＴＡ団体傷害保険契約、シルバー人材センター団体傷害保険契約の場合、保険料は返還できません。

９．被保険者による保険契約の解約請求について

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥のいずれかに該当する事由があるときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
・引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガを発生させ、または発生させようとした場合
・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※１　上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約することができます。その際は被保険者であることを証明する資料等を提出してください。
※２　解約する範囲はその被保険者にかかる部分とします。
※３　次の商品の場合、解約請求により、その被保険者は保険期間（ご加入期間）のうち未経過であった期間について、被保険者でなくなります。
行事（レクリエーション）参加者の傷害危険補償契約、施設入場者の傷害危険補償契約、交通乗用具搭乗中の傷害危険補償契約、留守家庭児童団体傷害保険契約、学校契約団体傷害保険契約、行政協力員（行政委嘱委員）団体傷害保険契約、非営利活動（ＮＰＯ）団体傷害保険契約、スポーツ団体傷害保険契約、シルバー人材センター団体傷害保険契約　など

10．保険会社破綻時等の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

11．個人情報の取扱い

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人 日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。
詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）をご覧ください。

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における保険犯罪の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人 日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には利用しません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効、取消し、失効について

（１）次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①の場合は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②の場合は、保険料の全額を返還します。

①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合

②被保険者の法定相続人以外の方を死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者とする保険契約について、その被保険者の同意を得なかった場合

（２）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

（３）被保険者が死亡（注１）した場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。（注２）

（注１） 死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

（注２） ＰＴＡ団体傷害保険契約、シルバー人材センター団体傷害保険契約の場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

■重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させ、または発生させようとしたこと。
②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

■共同保険について

あいおいニッセイ同和損害保険（株）および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、それぞれの各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

■事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

（１）事故が起こった場合、事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。
ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

（２）他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

2 代理請求人制度

重度の後遺障害が発生し意思能力を喪失した等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、これらの方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金を請求できることがあります（「代理請求人制度」）（注）。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注）「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

3 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます）が保険金の請求を行う場合は、**＜別表「保険金請求書類」＞**のうち引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、**＜別表「保険金請求書類」＞**の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、**＜別表「保険金請求書類」＞**の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

4 保険金のお支払時期について

引受保険会社は**3保険金のご請求時にご提出いただく書類**に掲げる書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認（注１）を終えて保険金をお支払いします。（注２）

（注１）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注２）必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断の結果の照会、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

5 保険金請求権の時効について

保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

＜別表「保険金請求書類」＞

（１）	**保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）**		
（２）	**引受保険会社の定める傷害状況報告書など** ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書のほか、（５）に掲げる書類も必要な場合があります。		
（３）	**被保険者であることを確認する書類**		
	書類の例	・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本）　・各種名簿	など
（４）	**保険金の請求権をもつことの確認書類**		
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書　・戸籍謄本　・委任状　・未成年者用念書　・事故日時や発生場所を証明する事故証明書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書　・保険金直接支払指図書　・債務額現在高通知書	など
（５）	**ケガに関する保険金を請求する場合に必要となる書類**		
	① 保険事故の発生を示す書類		
	書類の例	・公の機関が発行する証明書（事故証明書など）　・死亡診断書または死体検案書	など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書　・領収書　・後遺障害診断書　・レントゲン等の検査資料	など
	③ その他の書類		
	書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）	など

＜ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）＞

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。明細書にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

１．被保険者氏名を明細書に記載して契約する場合は、被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

２．「他の保険契約等」 「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。

３．下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合など）
②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）
③被保険者の範囲

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

お問合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問合わせ	
【取扱代理店】	有限会社　ライフアシスト
【電話番号】	042-569-6821　※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
0120-101-060（無料） ●受付時間　平日 9:00～17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名（会社・官公庁・学校・組合・会等）をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。	30 日以内にご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。 あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター **0120-985-024**（無料） ●受付時間 24 時間 365 日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは 0276-90-8852（有料）におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター

［ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）］ **0570-022-808**

●受付時間［平日 9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）］
●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
●携帯電話からも利用できます。
●電話リレーサービス、IP電話からは **03-4332-5241** におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。
●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html）

＜引受保険会社＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD あいおいニッセイ同和損保 令和3年10月

PTA賠償責任保険

重要事項のご説明

全力サポート宣言

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

■この書面は、PTA賠償責任保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いします。

■お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

■この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご契約の保険種類ごとの特別約款・特約（以下「普通保険約款・特約」といいます）に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

■保険契約者と被保険者が異なる場合（被保険者が複数にわたる団体契約を含みます）は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報　ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

この書面における主な用語について説明します。

被 保 険 者	補償の対象となる方をいいます。
保 険 期 間	保険のご契約期間をいいます。
支払限度額	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合に、当社がお支払いする保険金の上限額をいい、保険証券に記載された金額をいいます。
免 責 金 額	保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

契約概要

賠償責任保険普通保険約款	ＰＴＡ特別約款	各種特約
	①管理者賠償責任補償条項 ⇒管理者賠償責任補償 ②児童・生徒賠償責任補償条項 ⇒児童・生徒賠償責任補償	セットできる主な特約については「(3)主な特約の概要」をご参照ください。

(2)補償内容

契約概要　注意喚起情報

①被保険者

被保険者は次のとおりです。

補償の種類	被保険者
管理者賠償責任補償	PTA（保険申込書の「PTA名」欄に記載されたPTA。以下同様とします）です。
児童・生徒賠償責任補償	PTAの児童・生徒、その親権者およびその他の法定の監督義務者です。

適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。保険金をお支払いする条件は適用される普通保険約款・特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

補償の種類	保険金をお支払いする主な場合
管理者賠償責任補償	PTA管理下における次のいずれかに該当する事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ①PTA活動の遂行に起因する他人の身体の障害または他人の財物（下記②の財物を除きます）の損壊 ②被保険者が使用または管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物（以下「保管物」といいます）を被保険者の構成員であるPTA会員または児童もしくは生徒が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたこと。
児童・生徒賠償責任補償	日本国内において発生したＰＴＡの児童または生徒の行為に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

③保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
カスタマーセンター

0120-721-101（無料）

●受付時間 平日9:00～17:00
●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

0120-985-024（無料）

●受付時間 24時間365日
●おかけ間違いにご注意ください。
●IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター

［ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）］ **0570-022-808**

●受付時間［平日9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）］
●携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。
●詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html）

（210701）（2021年2月承認）GN20C010981（V03-349）

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
各補償に共通の事項	次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ②被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ③被保険者が、所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ※管理者賠償責任補償で一部補償できます。 ④被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ⑤被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ⑦地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ⑧液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます） ⑨原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任 など
管理者賠償責任補償	次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する損害賠償責任 ②自動車または車両（原動力が専ら人力であるものを除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任 ④被保険者が借用した保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する損害賠償責任 ⑤PTA活動の終了後にPTA活動以外の活動に起因する損害賠償責任 など
児童・生徒賠償責任補償	次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①被保険者と生計を共にする別居の親族に対する損害賠償責任 ②被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ③自動車、航空機、船舶もしくは車両（原動力が専ら人力であるものを除きます）または銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など

④お支払いする保険金

お支払いする保険金は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【お支払いの対象となる損害の範囲】

ア.損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額（判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます）。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
イ.損害防止費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
ウ.権利保全行使費用	対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
エ.緊急措置費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用
オ.協力費用	当社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用
カ.争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、上記アからエまでについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。

また、上記オおよびカについては、その実費全額をお支払いします。ただし、カについては、アの額が支払限度額を超える場合は、支払限度額のアの額に対する割合を乗じてお支払いします。

保険金の額 ＝ ア．損害賠償金 ＋ （イ．損害防止費用
ウ．権利保全行使費用
エ．緊急措置費用） － （基本契約の免責金額（自己負担額））

(3)主な特約の概要

契約概要

セットできる主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については代理店・扱者または当社までお問合わせください。

特約の名称	特約の概要
管理者賠償責任のみ補償特約	管理者賠償責任補償条項のみを補償対象とする場合にセットします。

(210701)(2021年2月承認)GN20C010981(V03-349)

(4) 複数のご契約があるお客さまへ　注意喚起情報

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(5) 支払限度額等　契約概要

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、保険金額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」、「保険金額」、「免責金額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(6) 保険期間および補償の開始・終了時期　契約概要　注意喚起情報

①保険期間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます）は1年間です。

②補償の開始

始期日の午後4時（保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に開始します。

③補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み　契約概要

保険料(注)は、児童・生徒数、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

(2) 保険料の払込方法　契約概要　注意喚起情報

①ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります(注1)。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます(注2)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

（○：選択できます　×：選択できません）

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払(注3)	大口分割払(注4)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払（売上票方式）	○(注6)	○(注6)	○
払込票払(注5)	×	×	○

(注1)団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込んでいただきます。
(注2)ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。
(注3)保険料割増が適用されます。
(注4)一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。
(注5)保険料の額によっては利用できない場合があります。
(注6)初回保険料のみ選択できます。

②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

前記(2)①「主な払込方法」により、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日(注)までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注)口座振替のご契約については、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

3 満期返れい金・契約者配当金　契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(210701)(2021年2月承認)GN20C010981(V03-349)

Ⅱ.契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務（ご契約時にお申出いただく事項） 注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申出いただく義務（告知義務）があります。

(注)ご契約時に当社にご提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

(2) ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申出いただかなかった場合や、お申出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります（②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります）。ご契約に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項
①保険申込書の※印がついている項目（下記②を除く）に記載された内容 ②このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ（ご契約の申込みの撤回等） 注意喚起情報

この保険は、ご契約申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

Ⅲ.契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等（契約締結後にご連絡いただく事項） 注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ（通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）代理店・扱者または当社まで連絡する義務（通知義務）があります。ご連絡がない場合は、保険期間の中途であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないこと(注)がありますので、ご注意ください。

(注)ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限ります。

通知事項
①保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合 ②上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

(2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。

①事業を廃止または譲渡した場合
②保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
③上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2 解約と解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります（「初回保険料口座振替特約」とあわせて「保険料大口分割払特約」をセットした契約については、原則として追加保険料が発生します）。また、ご契約を解約する場合、払い込んでいただいた保険料が保険証券記載の最低保険料未満のときは、その差額を請求することがあります。なお、返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

3 無効、失効、取消について 注意喚起情報

次の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは次のとおりです。

①保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
②この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
③保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

4 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

その他ご留意いただきたいこと

1 契約取扱者の権限 注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

(210701)(2021年2月承認)GN20C010981(V03-349)

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

3 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。
この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

4 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について
当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について
当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳しくは	当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）をご覧ください。

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません（下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保険金を除きます）。

①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
③被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合 など

6 継続契約について

(1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
(2) 当社が、普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 事故が起こった場合のご注意

(1)事故の発生

①事故が起こった場合には、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。
③この保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

(210701)(2021年2月承認)GN20C010981(V03-349)

(2)他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(3)保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、次表のうち当社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて次表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

（1）当社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
（2）当社所定の損害（事故）状況報告書	
事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害(事故)状況を確認するためにこの報告書のほか(4)①、③または(5)①、③に掲げる書類もご提出いただく場合があります。	
（3）保険金請求権をもつことの確認資料	
書類の例	委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本　など
（4）損害賠償責任に関する保険金請求に必要な書類	
①損害賠償事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・PTAの責任者が発行する、PTAの管理下における事故であることを証明する書類 ・預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 ・法令等で記録・保管等が義務付けられている帳簿等の書類　など
②損害賠償の額を証明する書類	
書類の例	・示談書またはこれに代わる書類 ・修理見積書、請求明細書、領収書　・損害賠償内容申告書 ・購入時の領収書・保証書・仕様書　・図面(配置図、建物図面)　・仕入売上伝票 ・当社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書、レントゲンなどの検査資料　・死亡診断書、死体検案書 ・法定外補償規定 ・葬儀費明細書、領収書　・交通費・諸費用の明細書　・その他の支出した費用の額を示す書類 ・休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、決算報告書、確定申告書) ・受領している年金額を示す資料　・政府労災からの支給額を示す資料　など
③その他の書類	
書類の例	・運転資格を証明する書類(免許証など)　・自賠責証明書および任意自動車保険の証券 ・権利移転書 ・先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類) ・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)　など
（5）その他費用に関する保険金請求に必要な書類	
①事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・PTAの責任者が発行する、PTAの管理下における事故であることを証明する書類　・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真　など
②保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
書類の例	・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書 ・交通費・宿泊費・移送費・通信費等の諸費用の明細書 ・損害防止費用・収益減少防止のために支出した費用を示す書類 ・製造原価・仕入原価等を確認する書類（製造原価報告書、仕入伝票） ・財務諸表などの決算書類や、売上高（生産高）に関する書類　・月次試算表 ・支出した費用の額を示す書類（領収書、請求書）　・復旧通知書　・復旧工程表　など
③その他の書類	
書類の例	・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)　など

(4)保険金のお支払い時期

当社はお客さまより保険金請求書類をご提出していただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(5)保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(6)先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

8　保険料確定特約の内容および注意事項について

保険料を、児童・生徒数等(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)により定める契約については、年間の見込みの保険料算出の基礎数値をもとに算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額をご精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精算方式」といいます)と、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の保険料算出の基礎数値をもとに算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式があります。

確定精算を省略する方式を選択(「保険料確定特約」をセット)された方は、次をご確認いただき、保険申込書の「申込人(保険契約者)」欄に押印をお願いします。

※確定精算を省略する契約方式をお取扱いできないご契約もあります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(210701)(2021年2月承認)GN20C010981(V03-349)

(1)保険料算出の基礎について

保険申込書の「児童・生徒数欄」には、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の保険料算出の基礎数値をご申告(記入)ください。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

(2)確定精算を省略する方式(保険料確定特約)に関する注意事項について

①保険期間中に確定精算方式への変更はできません。

②保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

③お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最近の会計年度等の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

④保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回るまたは下回る見込みがある場合(注)には、この特約はセットできません。

(注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。

⑤ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

9 最低保険料について(確定精算方式の場合)

前記 8 保険料確定特約の内容および注意事項について で確定精算方式を選択いただいた場合で、保険期間終了時に算出された確定保険料(年額)が保険証券記載の最低保険料未満のときは、暫定保険料と最低保険料との差額を精算いただきます(別に約定した場合を除きます)。
詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(210701)(2021年2月承認)GN20C010981(V03-349)

保険期間（ご契約期間）

２０２６年４月１日 午後４時から
２０２７年４月１日 午後４時まで １年間

■本書は学校契約団体傷害保険・PTA 団体傷害保険・PTA 賠償責任保険の概要を説明したものです。

本制度の各商品につきましては学校契約団体傷害保険・PTA 団体傷害保険・PTA 賠償責任保険のパンフレットまたは企画書および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。商品パンフレット・企画書および「重要事項のご説明」は保険契約者である東京都立小平南高等学校 PTA にお渡ししております。

また、詳しくは「普通保険約款・(特別約款)・特約集・PTA 特別約款」(注) をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

(注) 名称は保険種目により異なります。

事 故 が 起こった 場 合 は 、 遅 滞 な く 取 扱 代 理 店 に ご 連 絡 く だ さ い 。

取扱代理店

有限会社ライフアシスト（担当： 菊池　保）

住所：東京都　立川市　一番町　3 丁目 11-4 2F

TEL：042-569-6821　　FAX：042-569-6822

保険金請求の際には、引受保険会社が定める書類のほか、学校契約団体傷害保険は学校長の発行する学校の管理下で発生した事故であることを証明する事故証明書、ＰＴＡ団体傷害保険はＰＴＡの代表者が発行するＰＴＡ行事参加中に発生した事故である事を証明する事故証明書の提出が必要となります。

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京西支店　立川支社

住所：東京都　立川市　曙町　２－３６－２　ファーレ立川センタースクエアビル１２F
ＴＥＬ：０５０－３４６１－６２５７　　ＦＡＸ：０４２－５２４－１７８０

(2025 年 12 月承認) B25-102613